

社援保発0406第2号
令和3年4月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の失業等により就労を中断している場合の
通勤用自動車の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の影響が経済活動に及んでいる中、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、現下の状況が収束した後は、収入が元に戻る者も多いと考えられる。このため、令和2年4月7日以降、保護開始時において就労が途絶えてしまっているが、現下の状況が収束した後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下、「課長通知」という。）第3の問9-2に準じ、処分を求めずに保護を開始する取扱いをお示ししてきたところである。

一方、今後、この趣旨により処分していない通勤用自動車については、順次、課長通知第3の問9-2に定める最長の期限である「概ね1年」が経過していくこととなる。

については、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が収束していない現状に鑑み、下記のとおり取り扱うこととし、令和3年4月7日付けで適用することとしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 通勤用自動車の取扱いについて

令和2年4月7日以降に保護を開始した世帯について、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響により、保護の開始申請時において失業や傷病により就労を中断しているながら、保有中の通勤用自動車の処分を行っておらず、かつ、新型コロナウイルス

ス感染症による経済活動への影響が収束した後に収入が増加すると考えられる場合は、保護開始から概ね1年を経過した場合であっても、課長通知第3の間9-2の規定によらず、処分指導を行わないものとして差しつかえない。

なお、保護開始後の状況の変化（例えば、新たな傷病等の発生や、再開の見込みのない自営の廃業等）により、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が収束した後に収入が増加する見込みがなくなった場合には、課長通知第3の間9-2に基づく対応が必要であるので申し添える。

2 その他

令和2年4月7日以降に、自営収入等の減少により保護を開始した世帯に係る、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

以上